特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	障がい児通所給付費等に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は障がい児通所給付費等に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを	と取り扱う事務				
①事務の名称	障がい児通所給付費等に関する事務				
②事務の概要	児童福祉法に基づき、障がい児通所給付費等に関する事務を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①障がい児通所給付費の支給申請受理、審査、決定 ②障がい児通所給付費の決定通知書及び受給者証発行 ③負担能力の設定及び費用の徴収 ④福祉サービスの利用状況の審査、給付費支払				
③システムの名称	総合福祉システム、自立支援システム、中間サーバー、統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル名	ž				
受給者情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
`+学 [() 根	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表9の項				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「児童福祉法による障害 児通所支援」が含まれる項(11, 15, 20, 80, 144, 155) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、15, 16の項				
5. 評価実施機関における	· 担当部署				
①部署	福祉部福祉課				
②所属長の役職名	福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・記	打正•利用停止請求				
請求先	みよし市総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8000				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	みよし市福祉部福祉課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8010				
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたり	し手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない						
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	τ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	にた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の人手が行われることは無い。また情報紹介を行う端末、職員、参照範囲が必要最低限となるよう、アクセス制限を設定している。			
9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· 啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> [十分である] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
判断の根拠	「みよし市における特定個人情報等の取扱いに関する規程」に基づき、毎年度特定個人情報と取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む)等に対し、教育研修を実施している。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成28年4月2日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	加藤 清二	海堀 崇	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	福祉課長 海堀 崇	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和3年9月1日	I4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②引用法令の号	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和7年4月1日	13	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の8の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表9の項	事後	
令和7年4月1日	14②	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、番号法別表第二の10、 11、12、16の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令9条、第10条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、番号法別表第二の16、 56の2、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令12条、第30条	の表14、15, 16の項	事後	
				-	